

第2節 交通に関する規定

1 原付通学に関すること

原付通学は、通学距離が4 km以上の地区に居住する生徒に限る。ただし、1年生の1学期は免許取得および原付通学を認めない。

(1) 原付の運転免許取得について

- ア 運転免許取得は、生徒・保護者連署で申請し校長がこれを許可する。
- イ 原付運転免許取得申請は、通学に必要な生徒に限る。
- ウ 受験場所は原則として島内とし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
- エ 平日受験は最初の1回目だけを公欠扱いで許可し、2回目以降は私欠または遅刻扱いとする。
- オ 過去に交通関係で指導を受けた生徒の受験は許可しないこともある。
- カ 受験する者は、所定の用紙「諸車免許受験許可願」に必要な事項を記入し、担任・係・教頭を経て校長に提出し許可を受けること。
- キ 合否結果を、直ちに担任・係へ報告し、以後の手続き指導を受ける。
- ク 不合格者は、受験する度毎に所定の手続きをしなければならない。

(2) 原付通学許可申請と通学許可について

- ア 原付通学は、生徒・保護者連署で申請し校長がこれを許可する。申請者は、所定の用紙「原付通学許可願」に必要な事項を記入し、担任・係・教頭を経て校長に提出し許可を受けること。
- イ 通学用の原付について
 - (ア) カブタイプおよびスクータータイプとし、専門業者の車体検査に合格したものとする。
 - (イ) 色については華美でないものとする。
- ウ 通学許可プレートは原付の所定の位置に必ず取り付け、外したりしないこと。
- エ 鞆を載せる荷台が無い場合は、必ず取り付けること。
- オ ヘルメットはフルフェイスタイプまたはジェットタイプヘルメットを着用する。なお身体的事情など特別の理由を要する場合は、別途審議する。

(3) 原付通学の心得

- ア 服装について、男子は上下制服とする。女子については上は制服とし、下はジャージとする。雨天、冬季においては防寒着等の着用を認める。(校内での防寒着等の着用は認めない。)
- イ 原付使用は通学が目的であり、その他の用途で使用してはならない。
- ウ 原付の駐車場所は駐輪場とし、必ず施錠をする。
- エ 校内乗車は厳禁する。校内ではエンジンを止め、押して指定の置き場まで行くこと。
- オ 通学路の決定は、安全走行を第一とし、登下校には申告道路を必ず通ること。
- カ 中野坂・畜舎前の桃園線は事故多発のため通行禁止とする。
- キ 走行中は法定速度等の交通法規を遵守し、並進・二人乗り・無免許帮助・自転車の走行援助等の違反行為をしてはならない。
- ク 交通事故・違反をした場合は、速やかに担任・係へ報告すること。
- ケ 上記事項に違反した場合は、通学許可取り消しを含めて厳しく指導する。

2 自転車通学に関すること

自転車通学許可は、通学距離2 km以上の地区に居住する生徒に限る。

(1) 自転車通学許可申請と通学許可について

- ア 通学許可は、生徒・保護者連署で申請し校長がこれを許可する。
- イ 通学希望者は、所定の用紙「自転車通学許可願」に必要な事項を記入し、担任・係・教頭を経て校長に提出し許可を受けること。
- ウ 通学用の自転車は、標準的な車種とする。
- エ 許可を得た生徒は、直ちに係に申し出て登録し、許可ステッカーを所定の位置に貼付する。
- オ ヘルメットを着用する。

(2) 自転車通学生の心得

- ア 二人乗り・並進・原付からの走行援助等の違反行為は厳禁する。
- イ 事故防止には万全を期すること。
- ウ 中野坂・畜舎前の桃園線は事故多発のため通行禁止とする。
- エ 雨天、冬季においては防寒着の着用は認める。(校内での防寒着の着用は認めない。)
- オ 自転車は、所定の場所に置いて必ず施錠し、荷ゴム等の盗難には十分注意すること。
- カ 交通事故・違反をした場合は、速やかに担任・係へ報告すること。
- キ 上記の諸規定に違反した場合は、通学許可の取り消しを含めて厳しく指導する。

3 小型特殊の免許受験に関すること

家事労働に必要な小型特殊の受験は認める。

○ 小型特殊免許取得について

- ア 免許取得は、生徒・保護者連署で申請し校長が許可する。
- イ 受験地は島内を原則とし、長期休業であることを原則とする。
- ウ 受験する者は、所定の用紙「諸車免許受験許可願」に必要事項を記入し、担任・係・教頭を経て校長に提出し許可を受けること。
- エ 合否結果を、直ちに担任・係に報告すること。

4 自動二輪の受験に関すること。

自動二輪の運転免許取得は禁止する。

5 普通自動車免許取得に関すること。

3年生で進路が決定し、生徒支援上問題のない生徒で学校徴収金等が自動車学校入校の手続きの月まで完納している生徒に限る。

○ 普通自動車免許取得について

- ア 自動車学校への入校は、生徒・保護者連署で申請し校長がこれを許可する。
- イ 自動車学校への入校は、3学年の2学期末考査以降(手続きも含む)とする。
- ウ 自動車学校への入校希望者は、所定の用紙「自動車学校入校許可願」に必要事項を記入し、担任・係・教頭を経て校長に提出し許可を受けること。
- エ 夜間教習、合宿教習は認めない。
- オ 卒業式までの自動車学校への登下校及び教習中は必ず制服を着用し、卒業後も華美でない服装を着用する。
- カ 上記の諸規定に違反した時や生徒支援上問題が発覚した場合は、自動車学校での教習を禁止し厳しく指導する。

6 交通に関する指導措置

交通違反等の事例が発生した場合は、係会で詳細に状況等を検討し、職員会議を経て、校長が指導措置を決定する。